

「精華町消防本部庁舎電話交換設備賃貸借及び保守管理業務に関わる仕様書」

第一章 一般事項

本仕様書は、精華町消防本部庁舎において構内電話交換設備（以下「交換設備」という。）について定めたものである。

1 調達場所

精華町消防本部庁舎内

2 業務期間

納入日から7年間

3 業務内容

本業務は精華町消防本部庁舎へ電話交換機・周辺機器・電話機等の賃貸借及び保守管理であり、併せて各フロアに多機能電話機、一般電話機等の設置及び接続を行うものである。

4 設置条件

電話回線としては、「ひかり電話」と一括転送用「アナログ回線」を導入するものとする。

また、本庁の他の施設等とひかり回線サービスを利用して庁舎間のIP通話に対応できるものとする。

5 調達の対象条件

本仕様に掲げる物品の調達一式と物品の搬入、据付、データ設定、調整、回線接続試験、配線、既設物品撤去等の作業全般をする。また、調達物品の設置に伴い必要となる物品等及び電話回線接続に必要な付属品等については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供するものとする。

調達にかかる費用の積算の条件

次の各経費の合計を積算すること。

(1) 本仕様に掲げる物品一式の物品費

(2) 本仕様に掲げる一式の設置費

(3) 既設交換設備の撤去費も含むこととし、撤去機器の処分については、受注業者の責任において、適切に処理すること。

6 設置

受注者として決定後、発注者と使用場所、搬入日等について協議することとし、納入後に納入場所において、試運転及び取扱方法の説明を行うこと。

納期日までに物品を調達し、正常稼働を確認して納品すること。ただし、メーカー等の納品が遅れる場合は、発注者及び請負者との協議の上、変更することができる。

7 納品場所及び設置場所

(1) 電話交換機本体 精華町消防本部庁舎2階 通信機器室

(2) 交換機収容端末 別添の図面による

上記以外に配線・設備等の設置の必要がある場合には、発注者と協議の上、実施すること。

8 契約不適合

- (1) 納入設備について、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。発注者が契約不適合を知ったときから1年以内にその納入日の1年以内に生じた設計、制作上の理由による故障については受注者が無償にて速やかに修理、取り替えを行うものとする。

また、納入日から1年を超えた場合でも明らかに設計や制作施工上の瑕疵に基づく故障が発生した場合も同様とする。

- (2) 前項の場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完請求に代え、又は追完請求とあわせて損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- (3) 1項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。
- (4) 1項本文に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- (5) 4項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- ア 履行の追完が不能であるとき。
 - イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - エ ウに掲げる場合のほか、発注者が4項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として第1項の追完請求、第2項の損害賠償の請求及び契約の解除、第4項の代金減額請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

9 申請手続き

本交換設備の施工並びに完成に必要な電気通信事業者、諸官庁への申請手続きはすべて受注者が代行すること。

10 提出書類

原則として、契約書約款に記載されている書類を提出する。ただし、記載がない場合については、発注者側との協議の上、以下の書類を提出する。

- (1) 契約後提出を要する書類等

ア 契約書

イ その他、発注者側が必要とする資料

(2) 作業完了後に提出する資料

ア 完成図書（交換設備完成資料・内線電話機配置図等資料）

イ 導入機器写真・設置写真等

ウ 精華町消防庁舎内線電話に適した簡易取扱説明書（交換設備切り替え前に提出を求める場合あり）及び操作マニュアル等一式

11 その他

- (1) 各業務の工程管理については、担当職員の承認を得た工程表に基づき実施し、進捗状況を適宜発注者側に報告すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない細部の事項については、電気通信事業法に定める技術基準、各関連法規に記載されている規格等を適用するものとする。
- (3) 設置場所への機器等の搬入・据付・調整等の作業は、発注者側との協議の上実施すること。また、施工後は作業場所の清掃を行い、塵・ゴミ等を撤去すること。
- (4) 本調達の実施にあたっては、庁舎並びに隣接する既存設備等に損傷を与えないように養生施す等十分な措置を講じること。
- (5) 本調達において実施上の疑義が発生した場合は、担当職員と協議の上、実施すること。
- (6) 構築作業に従事する者は、作業方法・作業手順等を十分に指示し必要な安全対策を施し、労働災害等の発生の未然防止に努めること。また、資材運搬等の車両運行に際しては、事故防止のため交通安全管理に努めること。
- (7) 本調達に関して発注者側から提供した資料及び情報、口頭により開示された情報等を一般の公知となるまでの間、第三者に一切開示、漏洩又は提供しないこと。
- (8) 本契約が終了した後の電話交換機システム一式については、発注者に対し無償譲渡とすること。
- (9) 賃貸借開始から保守管理費用を含めた賃貸借費用を支払う。
- (10) 本件は納品後7年間の長期継続契約を見込むが、本事業に係る今後各年度の予算が成立することが条件であることに留意すること。

第二章 機器概要と性能、機能の要件

1 交換設備の概要

- (1) 本設備は、業務を円滑に運営するために設置する電話交換設備であり、内線端末に多機能電話機、一般アナログ電話機などの各種端末、
外線にアナログ回線、ひかり電話回線などを収容できる通信システムであること。
- (2) 電話交換機は、庁舎内の非常用回線に接続すること。
- (3) 電話交換機はシステム規模（回線数・内線数等）により柔軟に対応ができるものであること。

2 電話交換機

- (1) 交換方式はデジタル電子交換方式とする。
- (2) 収容内線は、スター配線、LAN配線、その他（独自方式）の配線に対応できるこ

と。

(3) 電話交換機本体の基本仕様は、以下のとおり。

使用電源	AC100V±10V、50Hz／60Hz
環境条件	周囲温度：5～35℃ 湿度：45～80%RH
電磁波妨害	VCCI基準クラスAに適合
設置方式	据置き型

収容回線数は以下のとおりとする

種 別		実 装	容 量	備 考
外線	アナログ回線	1	8	災害優先電話対応
	ひかり回線	6	12	
内線	一般電話機(単体電話機)	2	8	
	多機能電話機	28	40	カールコードレス(9台)含む
	停電電話機	1	8	アナログ停電多機能電話機
	FAX	1	8	ひかり電話によるFAX回線

3 多機能電話機

- (1) 多機能電話機ごとに外線からの着信に対して、着信表示(可視、可聴)し、応答・保留転送ができること。
- (2) 発信番号・発呼者番号・時刻等が表示でき、外線からの着信時には相手番号を表示できること(ナンバーディスプレイ機能対応)。
- (3) オンフック発信、スピーカ受話による通話ができること。
- (4) 呼出音量調整・スピーカ受話音量調整ができること。
- (5) プッシュボタン方式で、切り替え操作により、プッシュ信号またはダイヤルパルス信号の送出ができること。
- (6) 回線キー・ワンタッチキーの割り当てなどに柔軟に対応でき、様々な機能が使えるサービスキーに対応できる機能を有すること。
- (7) ディスプレイは、操作する人が見やすいポジションに電話機の角度を調整できるチルトアップ機能を有すること。
- (8) 各多機能電話機から、庁舎内の放送設備と連動して、ページング(構内放送)ができること。
- (9) 外線ボタンが36キーあること。ただし、アナログ停電多機能電話機を除く。

4 一般電話機

- (1) プッシュ信号またはダイヤル信号の切り替えができること
- (2) ランプ表示により電話着を確認できること。
- (3) 付属品等により、壁掛用電話機として使用できること。

5 アナログ停電電話機

- (1) 停電時でも、外線からの着信に対して、応答できること。
- (2) 停電時でも、当該電話機から発信、着信ができること。
- (3) 各停電電話機から、庁舎内の放送設備と連動して、ページング（構内放送）ができること。

6 その他の機器

(1) 録音告知機能

ひかり電話での外線通話について、録音告知メッセージを流すことができること。

- (2) 録音告知メッセージを流した通話について、1,200 時間以上録音できること。
- (3) 録音機能告知機能を使用するために、インターネットに接続できる、ネットワーク内の IP アドレスを 1 個使用できること。

7 その他

- (1) 壁掛け電話機を外した後、壁穴が生じる場合、壁穴を塞ぐこと。
- (2) 庁舎内の他の場所についている、5 台の多機能電話機（1 台はアナログ停電電話機の場合有り）を講堂に移動して利用できる環境を構築すること。
- (3) 庁舎内の他の場所についている、3 台の多機能電話機（1 台はアナログ停電電話機の場合有り）を講堂に移動して利用できる環境を構築すること。

第三章 設置関係

1 設置区分

- (1) 電話交換機設置
- (2) 構内ケーブル敷設並びに端子盤取付
- (3) 回線及び内線端末配線
- (4) 内線端末取付
- (5) 旧設備撤去
- (6) ひかり電話回線開通

2 庁舎交換機への回線切り替え

既存交換設備からの切り替えにあたって、精華町消防本部の指示に基づき、業務に支障をきたさないように留意すること。また、切り替えに伴う通信停止時間については、予め精華町消防本部と協議すること。既存交換設備から庁舎交換設備への切り替えは、発注側の業務に極力支障が出ないように配慮し計画的に行うこと。

3 総合試験

- (1) 外線の発信・着信、内線の発信・着信及び通話の保留・転送など各種のサービス機能試験を実施すること。
- (2) 音声については、内線端末間並びに各種端末の外線通話における音声試験を実施すること。

4 運用監視

回線の切り替え後、1 週間は運用監視を行うこと。

問い合わせ先

精華町消防本部 消防総務課 施設係

Tel : 0774-94-4473

Fax : 0774-94-5493

E-mail : shoubousoumu@town.seika.lg.jp